

長野県議会選挙区・定数研究会 検 討 結 果 報 告

令和8年10月14日

目 次

1	はじめに	1
2	検討結果	2
3	検討の経過・内容	3

<参考資料>

令和7年国勢調査（速報値）に基づく選挙区別議員定数	7
令和7年国勢調査（確定値）に基づく選挙区別議員定数	8

1 はじめに

令和8年5月29日に総務省統計局が公表した「令和7年国勢調査人口速報集計結果」（以下、「国勢調査速報値」という。）における長野県の人口を用いて、公職選挙法^{※1}が定める人口比例の原則により長野県議会議員の選挙区別議員定数を試算したところ、「安曇野市選挙区^{※2}」及び「中野市下高井郡選挙区^{※3}」（以下、「当該2選挙区」という。）において、現行定数から増減が生じる可能性があることが判明した（参考資料1参照）。

※1 公職選挙法第15条第8項「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」

※2 構成市町村：安曇野市 ※3 構成市町村：中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村

・安曇野市選挙区	： 現行定数 2 → 3（＋1）
・中野市下高井郡選挙区	： 現行定数 2 → 1（▲1）

来春には県議会議員一般選挙が予定されており、当該2選挙区の定数の取扱い等を早急に検討していく必要が生じたことから、同年6月24日の各会派代表者との打合せ会議において議長から提案があり、全会一致で「長野県議会選挙区・定数研究会」（以下、「研究会」という。）の設置が決定された。

会 長	風間 辰一（自）
副会長	荒井 武志（改）
委 員	西沢 正隆（自）、宮本 衡司（自）、小池 清（自）、山岸 喜昭（自）、高島 陽子（改）、続木 幹夫（改）、小池 久長（新）、山口 典久（共） 川上 信彦（公）
オブザーバー	小林 君男（無）

※自：自由民主党県議団、改：改革信州、新：新政策議員団、共：日本共産党県議団、公：公明党長野県議団（会派別の委員構成は、ドント方式による）

以後、計3回の研究会を開催し、選挙区及び議員定数に関する法令、本県の一票の最大較差の推移、他都道府県の状況等を踏まえ、各会派や当該2選挙区選出の県議会議員のほか、県民や関係する市町村長の意見を考慮しながら検討を行い、意見集約を行ってきた。

同年9月29日に総務省統計局が公表した「令和7年国勢調査人口等基本集計結果」（以下、「国勢調査確定値」という。）に基づく選挙区別議員定数（参考資料2参照）を確認の上、検討結果をとりまとめたので、次のとおり報告する。

2 検討結果

【当該2選挙区の定数の取扱いについて】

公職選挙法第15条第8項ただし書により、来春予定されている県議会議員一般選挙では、当該2選挙区の定数の変更は行わず、現行の「安曇野市選挙区 定数2」「中野市下高井郡選挙区 定数2」を維持する。

（理由）

- ・ 公職選挙法が定める人口比例の原則により当該2選挙区の定数を変更した場合、一票の最大較差は、令和5年県議会議員一般選挙時から更に拡大し、その較差はおよそ3倍となる※¹。

過去の判例※²やこれまでの県議会での議論※³を踏まえると、避けることが適当である。

※1 令和5年県議会議員一般選挙：2.29倍（諏訪市選挙区）

議員定数を変更した場合：2.99倍（中野市下高井郡選挙区）

※2 都道府県議会議員選挙の定数訴訟判決について、平成元年東京都議会議員選挙の3.09倍が最高裁判決で違憲とされている。

※3 全国状況、過去の判例、本県の最大較差の推移等を踏まえ、「概ね2倍程度を目指す」方針を決定（H28.12.2第6回選挙区等調査特別委員会）

- ・ 人口の減少により直ちに選挙区の定数を減らすことは、当該地域住民の声が県政に届きにくくなる恐れがあり、単純な人口の増減をもって判断できる問題ではない。
- ・ 選挙区や定数の問題は、地域の実情等を踏まえながら時間をかけて慎重に検討する必要があるが、来春に選挙を控える中、その時間が限られ、また、県民に対して十分な周知期間を確保することができない。

【改選後を見据えた意見】

選挙区定数の問題については、改選後に人口減少や地域の実情等を踏まえ、十分な時間をかけて慎重かつ丁寧に検討していく必要がある。

3 検討の経過・内容

(1) 第1回（令和8年6月30日開催）

総務省統計局が公表した国勢調査速報値に基づく試算で判明した当該2選挙区の定数の増減のほか、令和5年県議会議員一般選挙との比較、本県の一票の最大較差の推移、他都道府県の状況、定数を見直す場合の県民への周知期間等について確認した。第2回研究会に向けて、各会派において意見を集約するとともに、当該2選挙区選出の議員の意見も聴取することとした。

【令和5年県議選との比較（一票の最大較差、一人区）】

人口比例の原則により当該2選挙区の定数を変更した場合、一票の最大較差は更に拡大し、その較差はおおよそ3倍となる。また、一人区の数も増加する。

項目	令和5年県議選	議員定数を変更した場合
一票の 最大較差※	2. 29倍	<u>2. 99倍</u>
選挙区	諏訪市	<u>中野市下高井郡</u>
一人区数	9	<u>10</u>

※議員1人当たりの人口が最小である「飯山市下水内郡選挙区」との比較

【議員総定数・選挙区数・一票の最大較差の推移（平成7年以降）】

本県の県議会議員一般選挙における一票の最大較差の推移を見ると、平成7年選挙時の2.77倍から、合区等による見直しを行った平成11年選挙では1.94倍に縮小。以降、およそ2倍程度で推移し、令和5年県議選では2.29倍となっている。

選挙年（国勢調査年）	総定数	選挙区数	最大較差
平成7年（平成2年）	62	31	2. 77
平成11年（平成7年）	62	30	1. 94
平成15年（平成12年）	58	30	2. 11
平成19年（平成17年）	58	26	1. 94
平成23年（平成22年速報値）	58	26	2. 20
平成27年（平成22年）	58	26	2. 20
平成31年（平成27年）	57	23	2. 14
令和5年（令和2年）	57	23	2. 29

【公職選挙法第15条第8項ただし書の適用状況】

公職選挙法15条第8項ただし書では、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」としている。各都道府県では人口比例を原則とする一方、人口減少や都市部と非都市部の偏在等が進む中、ただし書を適用し、地域の実情に応じた定数の設定を行っている。

＜適用都道府県数＞

(全国都道府県議長会調査より)

選挙年	平成23年	平成27年	平成31年	令和5年
都道府県数	24	27	34	36

＜適用理由（例）＞

- ・地域間の均衡への配慮
(都市と地方の人口格差の考慮、地域の代表確保、地域の声の反映)
- ・地理的・物理的条件への配慮
(へき地や離島、面積の広さ、県庁所在地からの距離)
- ・選挙区構成の適正化(一人区の減少、一票の較差の縮減)

【県民等への周知期間】

本県では、選挙区や定数の見直しにより「長野県議会議員の定数及び選挙区に関する条例」の改正を行う場合、選挙の執行に当たって混乱等を招くことがないよう、条例改正の公布日から概ね1年前後の周知期間を設けている。

(2) 第2回(令和8年9月25日開催)

各会派から、当該2選挙区選出の議員の意見も含め、意見等の報告があった。各会派の意見を踏まえ、国勢調査の速報段階における研究会の対応案として、「来春予定されている県議会議員一般選挙では、当該2選挙区の定数は変更せず、現行どおりとする」ことを決定し、この対応案について県民の意見を募集するとともに、関係する市町村長から意見を聴取することとした。

【各会派の意見】

＜自由民主党県議団＞

- ・前回選挙時と比較して一票の最大較差が大きく拡大し、およそ3倍となる定数の設定について、これまでの判決や県議会での議論の経過を踏まえると、避けるべきである。
- ・中山間地域など人口減少が進む選挙区の定数を削減することは、地域の課題に関する県民の声が議会に届きにくくなる懸念があることから、単純な人口の増減をもって直ちに判断すべきではない。

- ・これらの課題を踏まえて対応を検討するためには、時間をかけて丁寧に議論する必要がある。また、県民への周知期間を十分確保する必要もある。
- ・以上のことから、次期改選期における当該２選挙区の定数の取扱いは現行どおりとする。
- ・当該選挙区選出の議員の意見は、会派の意見と同趣旨である。
- ・当該２選挙区に限らず、本県の選挙区定数について、人口減少や人口偏在などを勘案した上で、十分な時間をかけて検討していく必要がある。

＜改革信州＞

- ・前回の選挙区定数に係る検討において、一票の最大較差は「概ね２倍程度を目指す」との考えが示されていることから、およそ３倍となるような見直しは県民の理解を得ることは難しい。
- ・次期改選期まで半年程度しかない中、見直しを行った場合の周知期間は少なくとも１年以上必要であることから、次期改選期は公職選挙法第１５条第８項ただし書により従前のままの対応が望ましい。
- ・当該選挙区選出の議員の意見は、会派の意見と同趣旨である。
- ・次期改選後に、選挙区定数について十分な議論を行い、選挙区ごとの人口を精査する中で見直しを行うべきである。検討に当たっては、一人区と飛び地選挙区の解消も検討項目に入れていただきたい。

＜新政策議員団＞

- ・次期改選期における選挙区定数については、現行どおりとする。仮に選挙区を見直す場合は、当該地域の選出議員や住民の意見を十分聴取し反映させるべきである。
- ・人口減少に伴い一律に議員数を減らすということではなく、地域の実情を反映させた選挙区とすることが重要である。次期改選後に、地域の実情や人口、面積などを十分考慮し、慎重に検討していくべきである。

＜日本共産党県議団＞

- ・選挙制度は民主主義の根幹に関わる重要な問題であり、住民に対して丁寧に周知すること、様々な意見を聴取することが重要である。
- ・次期改選期まで半年と迫る中では様々な困難があることから、公職選挙法第１５条第８項ただし書を適用し、現行どおりとする。
- ・次期改選後に、県全体の選挙区割等について時間をかけて検討いただきたい。

＜公明党長野県議団＞

- ・次期改選期まで半年という状況であることから、次期改選期に関しては現行どおりとすることが適切である。
- ・選挙の公平性の観点から、人口動態に伴う「一票の較差」の是正と「地域代表性（広大な面積や中山間地域の声の反映）」の確保のバランスを取りながら、慎重に協議・検討すべきである。

（３）第３回（令和８年１０月１４日開催）

９月２９日に総務省統計局が公表した国勢調査確定値に基づいて試算した選挙区別議員定数の状況や、第２回研究会で決定した対応案に関する県民及び関係市町村長の意見を委員間で確認した上で、当該２選挙区の定数に関する検討結果を決定し、議長に報告することとした。

【国勢調査確定値に基づく選挙区別議員定数】

国勢調査確定値による長野県の人口を用いて、選挙区別議員定数を試算したところ、速報時の結果と同様、当該２選挙区の定数に増減が生じる結果となった。

【県民、関係する市町村長等の意見】

〔県民〕募集期間９月２８日～１０月１２日 計４件

来春の改選期から定数減を実施すべきとのほか、多様な民意の反映という観点から一人区の増加には反対との意見があった。また、合区等による選挙区割の見直しや総定数の削減、一票の最大較差の縮減など、県全体の選挙区や定数について見直しが必要との意見があった。

〔関係市町村長〕

一つの市町村からは合区による選挙区や定数の見直しが必要との意見があったが、そのほかの市町村からは理解が得られた。加えて、選挙区や定数のあり方について、今後、人口や地域の実情を踏まえた慎重な検討が必要であり、県民の十分な理解や周知期間が得られるよう早期の対応を求める意見があった。

〔その他〕

１０月１３日（火）、小諸市、軽井沢町、御代田町から長野県議会及び研究会に対して、「小諸市、軽井沢町、御代田町の三市町をもって、定数２の新たな選挙区を設置する」旨の要望があった。

参考資料 1

令和 7 年国勢調査（速報値）に基づく選挙区別議員定数

議 員 総 定 数

57

議員一人当たり人口（県人口／総定数）

34,297 A（1,954,950人／57人）

No	選挙区名	現行定数 ①	議員定数試算（人口比例）							増減 ②－①	一人区	議員 1 人当たり人口			参考 R5県議選 較差
			人口※ (R7. 10. 1) B	配当基数 C (B／A)	整数	端数	端数 順位	繰上 数	定数 ②			人口 D (B／②)	較差 D／Dの 最小値	較差 順位	
1	長野市・上水内郡	11	375,688	10.9540	10	0.9540	1	1	11	0		34,153	1.7819	11	1.6854
2	松本市・東筑摩郡	7	252,066	7.3495	7	0.3495	10	0	7	0		36,009	1.8787	7	1.7670
3	上田市・小県郡	4	153,274	4.4690	4	0.4690	8	0	4	0		38,319	1.9992	5	1.9314
4	飯田市・下伊那郡	4	143,772	4.1920	4	0.1920	13	0	4	0		35,943	1.8753	8	1.8320
5	佐久市・北佐久郡	4	138,309	4.0327	4	0.0327	16	0	4	0		34,577	1.8040	10	1.6458
6	安曇野市	2	91,861	2.6784	2	0.6784	6	1	3	1		30,620	1.5976	17	2.2223
7	上伊那郡	2	77,855	2.2700	2	0.2700	11	0	2	0		38,928	2.0310	4	1.9238
8	茅野市・ 諏訪郡富士見町・原村	2	75,630	2.2051	2	0.2051	12	0	2	0		37,815	1.9729	6	1.8436
9	千曲市・埴科郡	2	70,063	2.0428	2	0.0428	15	0	2	0		35,032	1.8277	9	1.7184
10	岡谷市・ 諏訪郡下諏訪町	2	62,171	1.8127	1	0.8127	5	1	2	0		31,086	1.6218	15	1.5790
11	須坂市・上高井郡	2	64,442	1.8789	1	0.8789	3	1	2	0		32,221	1.6811	13	1.5764
12	伊那市	2	63,597	1.8543	1	0.8543	4	1	2	0		31,799	1.6590	14	1.5596
13	塩尻市	2	65,496	1.9097	1	0.9097	2	1	2	0		32,748	1.7086	12	1.5859
14	中野市・下高井郡	2	57,363	1.6725	1	0.6725	7	0	1	-1	●	57,363	2.9928	1	1.4469
15	諏訪市	1	46,402	1.3529	1	0.3529	9	0	1	0	●	46,402	2.4209	2	2.2986
16	小諸市	1	40,217	1.1726	1	0.1726	14	0	1	0	●	40,217	2.0982	3	1.9336
17	駒ヶ根市	1	30,890	0.9007	1	-0.0993	17	0	1	0	●	30,890	1.6116	16	1.5190
18	北安曇郡	1	28,864	0.8416	1	-0.1584	18	0	1	0	●	28,864	1.5059	18	1.4247
19	東御市	1	28,582	0.8334	1	-0.1666	19	0	1	0	●	28,582	1.4912	19	1.4209
20	大町市	1	23,950	0.6983	1	-0.3017	20	0	1	0	●	23,950	1.2495	20	1.2278
21	木曽郡	1	22,642	0.6602	1	-0.3398	22	0	1	0	●	22,642	1.1813	22	1.2018
22	南佐久郡	1	22,649	0.6604	1	-0.3396	21	0	1	0	●	22,649	1.1817	21	1.1260
23	飯山市・下水内郡	1	19,167	0.5589	1	-0.4411	23	0	1	0	●	19,167	1.0000	23	1.0000
	計	57	1,954,950		51			6	57		10		1.7466		1.6291

【選挙区別議員定数の計算方法】

- ①県人口を議員総定数で割り「議員一人当たりの人口」を算出
- ②各選挙区の人口を「議員一人当たりの人口」で割り「配当基数」を算出し、整数部分を確定（整数が0の場合は1とする）
- ③議員総定数に達するまで、端数（小数点以下）順位が上位の選挙区から順次繰り上げる

参考資料 2

令和 7 年国勢調査（確定値）に基づく選挙区別議員定数

議 員 総 定 数

57

議員一人当たり人口（県人口／総定数）

34, 278 A（1, 953, 866人／57人）

No	選挙区名	現行 定数 ①	議員定数試算（人口比例）							増 減 ② ①	一 人 区	議員 1 人当たり人口			参考 R5県議選 較差
			人口※ (R7. 10. 1) B	配当基数 C (B／A)	整数	端数	端 数 順 位	繰 上 数	定 数 ②			人口 D (B／②)	較差 D／Dの 最小値	較 差 順 位	
1	長野市・上水内郡	11	375, 617	10. 9580	10	0. 9580	1	1	11	0		34, 147	1. 7833	11	1. 6854
2	松本市・東筑摩郡	7	251, 933	7. 3497	7	0. 3497	10	0	7	0		35, 990	1. 8796	7	1. 7670
3	上田市・小県郡	4	153, 128	4. 4672	4	0. 4672	8	0	4	0		38, 282	1. 9993	5	1. 9314
4	飯田市・下伊那郡	4	143, 789	4. 1948	4	0. 1948	13	0	4	0		35, 947	1. 8773	8	1. 8320
5	佐久市・北佐久郡	4	138, 249	4. 0332	4	0. 0332	16	0	4	0		34, 562	1. 8050	10	1. 6458
6	安曇野市	2	91, 794	2. 6779	2	0. 6779	6	1	3	1		30, 598	1. 5980	17	2. 2223
7	上伊那郡	2	77, 854	2. 2713	2	0. 2713	11	0	2	0		38, 927	2. 0330	4	1. 9238
8	茅野市・ 諏訪郡富士見町・原村	2	75, 561	2. 2044	2	0. 2044	12	0	2	0		37, 781	1. 9731	6	1. 8436
9	千曲市・埴科郡	2	69, 988	2. 0418	2	0. 0418	15	0	2	0		34, 994	1. 8276	9	1. 7184
10	岡谷市・ 諏訪郡下諏訪町	2	62, 107	1. 8119	1	0. 8119	5	1	2	0		31, 054	1. 6218	15	1. 5790
11	須坂市・上高井郡	2	64, 397	1. 8787	1	0. 8787	3	1	2	0		32, 199	1. 6816	13	1. 5764
12	伊那市	2	63, 508	1. 8527	1	0. 8527	4	1	2	0		31, 754	1. 6583	14	1. 5596
13	塩尻市	2	65, 442	1. 9092	1	0. 9092	2	1	2	0		32, 721	1. 7088	12	1. 5859
14	中野市・下高井郡	2	57, 342	1. 6729	1	0. 6729	7	0	1	-1	●	57, 342	2. 9947	1	1. 4469
15	諏訪市	1	46, 354	1. 3523	1	0. 3523	9	0	1	0	●	46, 354	2. 4208	2	2. 2986
16	小諸市	1	40, 185	1. 1723	1	0. 1723	14	0	1	0	●	40, 185	2. 0987	3	1. 9336
17	駒ヶ根市	1	30, 861	0. 9003	1	-0. 0997	17	0	1	0	●	30, 861	1. 6117	16	1. 5190
18	北安曇郡	1	28, 828	0. 8410	1	-0. 1590	18	0	1	0	●	28, 828	1. 5055	18	1. 4247
19	東御市	1	28, 549	0. 8329	1	-0. 1671	19	0	1	0	●	28, 549	1. 4910	19	1. 4209
20	大町市	1	23, 956	0. 6989	1	-0. 3011	20	0	1	0	●	23, 956	1. 2511	20	1. 2278
21	木曽郡	1	22, 666	0. 6612	1	-0. 3388	22	0	1	0	●	22, 666	1. 1837	21	1. 2018
22	南佐久郡	1	22, 610	0. 6596	1	-0. 3404	21	0	1	0	●	22, 610	1. 1808	22	1. 1260
23	飯山市・下水内郡	1	19, 148	0. 5586	1	-0. 4414	23	0	1	0	●	19, 148	1. 0000	23	1. 0000
	計	57	1, 953, 866		51			6	57		10		1. 7472		1. 6291

【選挙区別議員定数の計算方法】

- ①県人口を議員総定数で割り「議員一人当たりの人口」を算出
- ②各選挙区の人口を「議員一人当たりの人口」で割り「配当基数」を算出し、整数部分を確定（整数が0の場合は1とする）
- ③議員総定数に達するまで、端数（小数点以下）順位が上位の選挙区から順次繰り上げる